平成25年度における定期監査結果に関する大阪府知事からの措置通知

法人二税に係る国税データとの不一致への未対応

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 中央府税事務所 | 法人府民税及び法人事業税の申告データについては、その正確性を確認するため、国税の申告データとの照合を行っており、両申告データが一致しない場合には、不一致の理由を調査し必要な対応を講じることとされている。  調査の結果、両データが一致しないことに正当な理由があると認めたにもかかわらず、不一致の理由の確認が完了した際に行う電算処理を行っていないものが19法人、33件あった。  その理由は、府税事務所の統合に関する事務処理を優先して行っていた結果、電算処理によるデータ削除を失念していたことによるものであった。  なお、平成25年11月６日現在、中央府税事務所における不一致データ数は合計115件であり、上記以外の不一致については、法人の実地調査等を継続して実施している。 | 申告データの不一致に正当な理由があることが判明しているにもかかわらず、その電算処理によるデータ削除を行わない状態を放置していることは、調査が求められる重要な不一致と混在し、適正な税額への更正、徴収が遅延するおそれがあることから、速やかに電算処理によるデータ削除を実施されたい。   |  | | --- | | 【法人府民税及び法人事業税に係る事務処理要領について】  第６　決議  ４　更正又は決定の決議等  (2) 決議内訳書等の照合等  ア　照合  電算処理により作成した決議分チェックリストについては、国税資料、支店法人に係る課税標準額等の通知書その他の関係書類と照合すること。この場合において、誤りを発見した場合は、訂正すべき項目について電算入力を行い、電算処理により決議分チェックリスト及び決議内訳書を作成すること。 | | 指摘のあった申告データの不一致分19法人、33件分については、改めて全件の内容を見直し、更正・決定又は是認等の決議に必要となる内容ではないことを確認し、その結果をもとに電算処理を実施して、全てのデータの削除を完了させた（税額への影響はなし）。  なお、平成25年11月６日現在における不一致データ115件の内、上記以外の82件についても継続的に調査を実施した結果、その原因を解明し、すべて処理を完了させた。 |

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| なにわ北府税事務所 | １　固定資産計上の基本方針として、既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しないこととされている。  ２　平成24年度に実施された同事務所のトイレ等の改修工事について、請求書及び内訳明細書を閲覧した。請求額1,554,000円（税込）には以下の撤去関連費用が含まれていた。   |  | | --- | | (1)　既設洋便器撤去に関する撤去工事費用　　15,000円  (2)　土間撤去に関する撤去工事費用　　　　　60,000円  (3)　間仕切り撤去に関する撤去工事費用　　　10,000円  (4)　撤去材処分費用　　　　　　　　　　　　35,000円  (5)　(1)～(4)に関する共通仮設費　　　　　　 6,138円  (6)　(1)～(4)に関する諸経費　　　　　　　　25,269円  (7)　上記に関する消費税　　　　　　　　　　 7,570円  合計　158,977円 |   ３　本工事については、撤去関連費用のうち、(1)既設洋便器撤去に関する撤去工事費用15,000円、これに関する諸経費3,000円及び消費税900円の合計18,900円を請求額1,554,000円から除いた1,535,100円で資産計上されていた。しかしながら、本来は撤去関連費用を全て控除し、1,395,023円で資産計上すべきであった。  ４　その要因について、事情聴取したところ、以下のとおりであった。   |  | | --- | | 公有財産システムへの登録に当たって、当該工事に係る資産計上額を検討するため、総務課の登録担当者と決裁担当者（総務課長）で「公有財産台帳等処理要領」及び「公有財産台帳等管理システムに係るＦＡＱ」を基に内容を検討した。  その結果、資産計上されている既存資産（洋便器）の撤去工事費用については、費用処理すべきであると判断し、費用処理を行った。しかし、その他の撤去費用については、資産価値を高める工事を実施するために必要な経費であると独自で判断し、資産として計上した。 | | 本件の撤去工事に係る費用は、「固定資産計上の基本方針」に照らして、資産計上すべきものではない。  会計処理の判断が難しい事項については、会計局や財産活用課等の関係機関の指導を受けられたい。   |  | | --- | | 【公有財産台帳等処理要領】  別表４　固定資産計上基準表  【固定資産計上の基本方針】  ４．既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。 | | （撤去関連費用について）  監査実施当日の指摘を踏まえ、直ちに財産活用課や会計局等の関係機関の指導を受け、撤去関連費用の全てを資産から控除することとし、財務会計システムの修正登録及び公有財産システムの異動登録を完了した。  　今後は、会計処理の判断が難しい事項については、関係機関の指導を受け、適正な資産管理に努めていく。 |

徴税吏員証等の管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| なにわ北府税事務所 | １　徴税吏員証等は、職員が個々に管理している場合と、総務課等で保管している場合の双方が認められている。  ここで、徴税吏員証等を職員が管理している場合、所属長が毎月の所持状況を点検し、「徴税吏員証等点検簿」の「確認日」欄に点検した日付を記載することが求められている。しかしながら、平成24年度及び平成25年度の徴税吏員証等点検簿を閲覧したところ、両年度ともに、人事異動を伴わない職員について、「徴税吏員証等点検簿」の４月の「確認日」欄には斜線が引かれ、日付が記載されていなかった。  ２　その要因について事情聴取したところ、以下のとおりであった。   |  | | --- | | 総務課の担当課員が毎月20日前後に所持状況の点検を実施することとなっており、かつ、事務所全体の点検実施状況を総務課長が最終確認の上、所属長へ実施結果を報告することとなっている。しかしながら、４月については人事異動に伴って、通常、繁忙となることが想定されるため、口頭による簡易な確認で済ませる独自のルールを運用しており、現物確認を実施していなかった。このため、「徴税吏員証等点検簿」の４月の「確認日」欄には斜線を引いていた。 | | 徴税吏員証等点検簿への記載が漏れており、徴税吏員証等取扱事務処理要領及び徴税吏員証等の管理方法に係る事務連絡に違反している。  徴税吏員証等が不正に使用されるリスクの重大性に鑑み、「徴税吏員証等事務処理要領」及び「徴税吏員証等の管理方法について」に基づいた所持状況の点検を確実に実施されたい。また、点検に当たっては、必ず現物を確認されたい。   |  | | --- | | 【徴税吏員証等取扱事務処理要領】  ４　徴税吏員証等の管理  (5)　所属長は、職員に対し、徴税吏員証等を渡す際に、その所持に当たって常に善良な管理者としての責務を深く自覚させるとともに、毎月、所持状況等を点検する等、その亡失の防止について十分な措置をとる。  なお、所属長は、所持状況を点検したときは、徴税吏員証等点検  　　簿（別紙様式第３号。以下「点検簿」という。）を作成することとする。  【徴税吏員証等の管理方法について（事務連絡　平成18年７月13日）】  ２　徴税吏員証等の点検  (2)　主に職員が徴税吏員証等を管理している場合の点検方法  主に職員が徴税吏員証等を管理している場合（点検簿の「職員管理」欄に「○」が記載されているもの）については、毎月、職員に所持状況を点検し、「確認日」欄に点検した日付を記載する。  (3)　主に総務課等で徴税吏員証等を保管している場合は、少なくとも年に２回、徴税吏員証等を点検し、「確認日」欄に点検した日付を記載する。 | | （徴税吏員証等の点検について）  徴税吏員証等は、職員の身分を証する極めて重要なものであり、それが不正に使用されるリスクの重大性を再認識し、４月についても「徴税吏員証等事務処理要領」及び「徴税吏員証等の管理方法について」に基づき、他の月と同様に、確実に点検を実施していく。  また、点検に当たっては、必ず現物確認を行うとともに、徴税吏員証等点検簿への確実な記載を行っていく。 |

領収証書の管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 三島府税事務所 | 収納関係事務処理要領では、会計員次長は府税徴収金領収証書用紙綴受払簿を備え、会計員に対する領収証書用紙綴の受払の交付・返納事実と領収証書の使用枚数及び未使用枚数を記録することになっている。  しかし、平成24年度の領収証書用紙綴を通査したところ、斜線を引いた上で「書損」と表示された使用不能の領収証書が１組残っていたが、受払簿にはその記録がなかった。  その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。  ○　会計員  平成24年６月26日、延滞金を領収できる見込みで事前に領収証書を作成し、滞納者を訪問したが、滞納者の要望により、納付書による納付を受けることとなり、領収証書は不要となった。  そのため、事前に作成した領収証書は書損処理を行ったが、「府税徴収金領収証書用紙綴受払簿」への記載を失念した。 | 受払の記録がなされておらず、収納関係事務処理要領に違反している。  領収証書は金券同様に不正利用のリスクが高く、厳重に管理するべきである点を改めて周知徹底するとともに、事務処理要領に従って適切な管理を徹底されたい。  【収納関係事務処理要領】  第２　領収証書の取扱い  １　領収証書用紙綴の受払い等  (7)　会計員次長は、府税徴収金領収証書用紙綴受払簿を備え、会計員に対する領収証書用紙綴の日々の受払状況を記録する。  ※　受払簿には、使用組数、書損組数、残存組数を記入することとされている。 | 府税徴収金領収証書用紙綴受払簿の記載不備については適正に処理した。  会計員の領収証書使用に当たっては、府税徴収金領収証書用紙綴受払簿に記載し、確認を受けた後、領収証書を受領するよう、幹部会議等において再度周知徹底を図った。  また、領収証書については、事務処理要領に従い、日々、府税徴収金領収証書用紙綴受払簿に受払状況を記録し、記入された使用組数、書損組数、残存組数を確認し、厳重に管理することを、改めて課内会議において徹底した。 |

公印使用の管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 三島府税事務所 | 施行文書に公印を使用したときは、公印取扱者は公印使用台帳に必要な事項を記載しなければならない。  その運用は、公印使用台帳には、施行文書の起案者が公印使用月日、文書記号・文書番号、公印使用施行文書数、備考を記載し、公印取扱者が施行文書の内容を照合し確認印を押印して、施行文書に公印を押印することとなっている。  しかし、平成24年度及び平成25年度の公印使用台帳を通査したところ、平成24年７月13日、同年11月22日から29日まで及び平成25年３月８日の出納員の印の使用について、公印取扱者の確認印がなかった。  その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。  ○　公印取扱者  施行文書の照合後、公印使用台帳に確認印を押印すべきところ、他の業務に追われていたため、先に施行文書へ公印を押印した。  その後、公印使用台帳へも押印（又は、公印取扱者の名前の記載）すべきであったが、失念した。 | 公印取扱者の確認印がないことは、大阪府公印規程第12条第３項に違反している。  公印取扱者は、公印が不正に使用されるリスクの重大性を鑑み、大阪府公印規程に基づいた適切な処理手続を徹底されたい。  【大阪府公印規程】  （公印の使用）  第12条  ３　公印取扱者は、施行文書について公印を使用したときは、公印使用台帳（様式第２号）に必要な事項を記載しなければならない。（略）  【公印規程改正に伴う事務処理について（税務室長通知　平成21年10月30日一部改正）】  （公印使用台帳の記載方法等）  ３　公印使用台帳への記載、公印の押印までの処理は以下のとおりとする。  イ　公印規程様式第２号  (ｲ)　出納員の印（かっこ書略）  公印使用月日、公印使用施行文書数及び文書発送等整理簿の文書番号又は施行文書が確認できる適宜の事項を記載し、公印取扱者の照合・確認印を受けて公印の押印を受ける。 | 公印台帳の不備については適正に処理した。  なお、公印の使用に当たっては、幹部会議等において監査の結果を踏まえ、職員に公印使用の取扱いの重大性について、認識をさらに深めるよう指導するとともに、施行文書の照合後に公印使用台帳に公印取扱者欄に押印したことを確認したうえで、公印を押印するよう使用管理の周知徹底を図った。  また、職員の意識向上のために卓上プレートを設置し、「公印取扱台帳への押印の再確認」への啓発を行った。 |

自動車税の課税免除に係る事務処理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 泉北府税事務所 | 自動車税の納税者が課税免除の新規申請を行う場合、「課税免除の適用範囲」に含まれるかどうかを判定するために必要な書類の提出を求めている。  課税免除の適用となるもののうち「社会福祉法人が所有する自動車で直接その本来の事業の用に供するもの」に該当する場合には、申請者に「定款の写し又は寄付行為の事実が確認できる書面の写し」の提出を求めている。  平成24年度の自動車税課税免除承認申請書を通査したところ、以下の承認申請書に社会福祉法人の定款が添付されていないにもかかわらず、申請を承認していたものがあった。  申請月　平成24年４月  申請者　社会福祉法人Ａ  自動車の用途　福祉施設利用者の送迎  その要因について事情聴取したところ、以下のとおりであった。  担当者は、申請書受領時に定款の添付がない事実に気付いたものの、社会福祉法人Ａは過年度から多くの申請実績があったため、担当者において、昨年度受領した別の書類中の定款をコピーして添付しておくこととし、申請書類を受理したが、コピーすることを忘れていた。  なお、監査終了後の平成25年３月上旬に当該法人より最新の定款を入手し、課税免除の要件を満たしていることを事後的に確認した。 | 自動車税の課税免除に係る新規申請時に受領すべき書類を受領せず、書面による要件確認が行われないまま申請を受理しており、事務処理要領に違反している。  各種申請書類に必要な資料が漏れなく添付されていることの確認を審査過程において徹底されたい。また、再発防止のため、担当者や決裁関与者が事務処理要領に基づき適正に事務を執行するよう指導徹底されたい。  【大阪府税条例】  第64条　左の各号の一に該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。但し、第３号及び第４号の自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。  (4)　公益のため直接専用する自動車  【自動車税・自動車取得税事務処理要領】  第５　課税免除  １　適用範囲  条例第64条第１項第３号又は第４号に掲げる自動車は、次の自動車とする。  (2)　社会福祉法人が所有する自動車で直接その本来の事業の用に供するもの（かっこ書略）  ２　課税免除申請に係る提出書類の取扱い  (1)　１(1)から(11)に該当する自動車において、新たに課税免除を受けようとする場合は、自動車税課税免除承認申請書（かっこ書略）及び次に掲げるアからオの書面を提出させる。  オ　次表左欄に掲げるそれぞれの区分に応じた次表右欄の提出書類   |  |  | | --- | --- | | 課税免除の区分 | 提出書類 | | １(2)に該当する自動車 | (ア)　定款の写し又は寄付行為の事実が確認できる書面の写し | | 自動車税担当者と決裁関与者に対し、事務処理要領の規定を踏まえ、適正に事務処理を行うよう周知徹底、注意喚起するとともに、事務処理要領の研修を実施し、課税免除の適用範囲、必要添付書類等の理解を深めた。  今後は、このようなことが再発しないよう適正な事務処理を行うものとする。 |

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 泉北府税事務所 | 公有財産台帳への固定資産計上の基本方針では、既存施設の撤去解体に要した支出は資産計上しないとされている。  平成24年度のトイレの改修工事について、見積書及び内訳書では、請求額819,336円（税込）に既設器具の解体撤去処分費用8,400円（税込）が含まれているにもかかわらず、全額が資産計上されていた。  その要因について、事情聴取したところ、以下のとおりであった。  公有財産システムへの登録に当たり、当該工事によって撤去した既設トイレの除却について税政課に問い合わせたところ、既設トイレは公有財産台帳上建物一式で登録されており、除却分の算定が困難であることを考慮し、台帳上の除却処理（建物価額の一部減額）は不要との回答を得ていた。  しかし、既存施設の除却処理が不要との回答をもって、改修による新たな資産の計上についても、既存施設の撤去解体費用を除外する必要がないと理解し、撤去費用を資産計上した。 | 本件の撤去工事に係る費用は、「固定資産計上の基本方針」に照らして、資産計上すべきものではない。  当該撤去費用の処理についてはすみやかに台帳の修正を実施されたい。また、支出に関する資産と費用の区分誤りを防止するため、担当者及び決裁者が固定資産計上基準を正しく理解するとともに、資産計上額のチェックを徹底されたい。  【公有財産台帳等処理要領】  別表４　固定資産計上基準表  （固定資産計上の基本方針）  ４．既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。 | 監査の結果を踏まえ、財産活用課や会計局等の関係機関と調整し、撤去解体費用を資産から除外することとし、公有財産システム及び財務会計システムの修正を実施した。  　併せて、担当者及び決裁者において、財務会計における支出から公有財産登録手順や固定資産の計上基準について再確認した。  今後は、研修等により固定資産計上基準等の正しい理解に努めるとともに、会計処理等の判断が難しい場合には、関係機関と十分調整し、適正な資産管理に努める。 |

「実践的キャリア教育・職業教育」支援事業　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 担当課：府民文化部　私学・大学課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
| １　事業の概要  (1)　高校生の就職内定率を3年後に91.6％以上にし、進路未定者を減少させることを目的に、専門学校や企業・外部人材と連携して、各学校の生徒ニーズに応じた実践的なキャリア教育・職業教育プログラムを実践する「頑張る学校」を支援する。  (2)　平成23～25年度　３か年事業   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 年度 | 対象校 | 補助金額 | | H23 | 14校 | 17百万円 | | H24 | 14校 | 22百万円 | | H25 | 14校 | 21百万円 |   ２　実施要領上の目標   1. 就職内定率については、３年後に91.6％（平成22年3　　　月末全国平均）以上に上昇させることを目標とし、すでに88.9％（全国平均値と大阪府平均値86.2％の中間値）を達成している学校は、更に高い目標値を独自に定める。 2. 進路未定者の減少については、各校が目標値を独自に　定める。  |  | | --- | | 進路未定率（平成22年３月卒）全国7.0％、大阪9.7％ |   ３　選考委員会にて、申請者が提出した計画書等にもとづくプレゼンテーションの審査結果により、推進校（補助対象校）を決定する。  ４　補助金額の計算方法  支援を希望する学校が自校の実態に合わせて７つのメニューを組み合わせて効果あるキャリア教育プログラムを作成。メニューごとに定められた委託料、報償費等を積算して算出。よって、内定率・進路未定者の人数によって決定されるものでない。   |  | | --- | | ※７つのメニュー内容  職業適性診断、専修学校での職業教育、インターシップの実施、進路・就職情報の活用、就職活動支援、実践的キャリア、各種講座の開催。 | | １　事業の効果が不明確  (1)　補助金を交付した学校（推進校）の進路未定者数（浪人生除く）が補助実施前より減少していない。  平成22年度212人　⇒　平成24年度219人  (2)　就職内定率について、推進校14校平均の内定率の上昇率は、推進校以外の上昇率を下回っている。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | | 全国平均　 % | 91.6 | 93.2 | 94.8 | 95.8 | | 推進校平均 % | 86.2 | 85.9 | 92.1 | 92.0 | | 推進校以外平均 % | 81.5 | 88.2 | 88.7 | 92.2 | | １　補助金と補助目標（就職内定率の上昇、進路未定者の減少）の相関関係が明らかでない。 |
| ２　少人数の対象しかいない学校に補助金を交付している。  （例）　平成24年度計画書提出時（平成24.3.1実績） | ２　補助金受給前から就職希望者が１～４名と少数で、内定率も100％の学校や、進路未定者が０～３名と少数の学校にも補助金を交付しており、就職内定率の向上や進路未定者の減少について、一人当たりの費用対効果が相対的に小さいことが課題である。 |
| ３　補助事業開始前から学校が独自に実施していた就職支援・キャリア教育に、今回の補助金が使用されているかを確認していない。 | ３　補助金を交付したことにより、新たに創出した効果が測りにくい。 |
| 事務事業を所管する府民文化部の見解 | |
| 下記のとおり | |
| 委　員　意　見 | | |
| 平成26年度以降も当該事業を継続する場合は、補助金交付に伴う一人当たりの費用対効果がより大きくなるよう補助対象の見直しを検討するなど、高校卒業後の就職内定率の向上と進路未定者の減少を目指すという事業目的の達成に向けて取り組まれたい。 | | |
|  | 事務事業を所管する府民文化部の見解 | |
| １　本事業の趣旨   1. 本事業は、高校卒業時に就職も進学もしない又はできない進路未定の生徒を減らすことを目標の一つとしている。 2. 推進校では、この目標を達成するため、生徒の実態を踏まえ、各校が独自に「実践的なキャリア教育・職業教育プログラム」を構築し、その教育プログラムを通じて、高校在学中に将来の職業を考えて進路選択できる力を養成するなどの取組みを行っている。   (3) こうした取組みについては、就職希望者の生徒だけを対象としたものではなく、大学や専門学校などへの進学希望者も含め、全校生徒を対象に実施されるものである。  　　※平成25年度の学校基本調査（速報）によれば、大学卒業者の約20％（約11万５千人）が安定的な職に就いておらず、「そもそも働くことの意味がわからない若者も少なくない」と指摘されている。（Ｈ25.８.８日経新聞）  ２　検出事項に係る見解   1. 進路未定率は減少   ア 本事業では、浪人生を除く進路未定者の数値を基に進路未定率を算出しており、私立推進校の進路未定率は、事業実施前の平成22年度末の数値と平成24年度末の数値を比較すると、進路未定率は0.8％減少している。  ※平成22年度末　6.8％　⇒　平成24年度末　6.0％  　(2) 就職内定率は上昇  ア　本事業は、平成23年度から開始したものであり、推進校においては、事業実施前の平成22年度の数値を基に事業計画や教育プログラムを策定していることから、平成22年度の数値との比較において効果検証を行っている。  イ　その比較においては、推進校以外の私立高校の就職内定率の伸び率が4.0％に対して、推進校は6.1％となっている。  ウ　なお、検出事項に記載のとおり、平成21年度と比較すると推進校の伸び率は低くなっているが、推進校以外の私立高校の就職内定率は、直近の5年間で平成21年度だけが極端に数値が低くなっており、この時点の数値と単純比較することはできないものと考える。（平成20年度の推進校以外の私立高校の就職内定率は、92.1％である。）  　(3) 補助対象の考え方  　　　ア　検出事項においては、補助対象者は、就職希望者（Ａ校４人・Ｂ校３人）と進路未定者（Ａ校３人・Ｂ校０人）とされているが、上記「本事業の趣旨」で述べたとおり、本事業の補助対象は在校生全員であり、少人数を対象にしたものではない。  　　（平成23年度における在籍生徒数は、Ａ校：約430人　Ｂ校：約560人である。）  (4)　推進校における取組成果やノウハウの共有化  ア　本事業は、推進校における取組みを支援することにより、府全体の就職内定率の向上、進路未定率の減少を図るもの。  イ　推進校の選定は、各校のキャリア教育・職業教育プログラムの内容や、校内の組織体制の構築状況などを踏まえ　て、外部の有識者を含めた選定委員会で決定したもの。  ウ こうした事業目的などを踏まえ、推進校においては、毎年度開催する成果発表会で、その取組成果等を府内公私高校に情報提供することにより、ノウハウ等の共有化を図るなど、府全体のキャリア教育・職業教育に努めている。  (5)　推進校におけるキャリア教育・職業教育プログラムの再構築  ア　推進校の中には、以前からキャリア教育・職業教育に力を入れて取組んでいる学校もある。  イ　このような推進校においては、補助メニューの中で本事業の開始前から実施しているものもあるが、本事業への参画に当たり、対象生徒の拡大や新たなメニューを追加するなど、教育プログラムの再構築を図っている。  ３　監査の結果に係る見解  (1)　本事業については、平成23年度からの３ヵ年事業で実施しており、今年度は最終年度となることから、就職内定率や進路未定率のみによる効果検証だけでなく、推進校の教員・生徒に対するアンケートや、ヒアリング調査を実施することにより効果検証を行うこととしている。  (2)　この効果検証の結果を踏まえ、学校のニーズ等に基づいた、より効果的な方法により事業が継続できるよう検討していく。 | |
| 措　置　の　内　容 | | |
| 本事業については、事業を共管する府教育委員会事務局とも協議し、平成26年度以降も継続することとした。  事業継続に当たっては、学校のニーズや過去３年間の事業成果、監査結果などを踏まえ、下記のとおり制度内容を変更した。  １　補助対象者の見直し  　　従来は、特に就職希望者数に関する基準はなく、就職希望者が少数の学校も対象としていたが、新制度では就職希望者が40人（府立高校の平均値）以上の学校を対象とすることとした。  ２　補助対象事業の見直し  従来は、７つのメニューから各学校がニーズに応じて選択する形であったが、推進校に対するアンケート結果も踏まえ、最も効果的であったと評価の高かった「就職支援コーディネーターの配置」に重点化した。  今後とも、就職内定率向上（目標：全国平均値以上）に向け、推進校や事業担当課において構成するキャリア連絡協議会等を開催し、より効果的な事業運営に努める。 | | |

備品管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 消費生活センター | １　大阪府消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）は、平成24年３月に大阪市中央区大手前ＯＭＭビルから大阪市住之江区南港北ＡＴＣ　ＩＴＭ棟（以下「ＡＴＣ」という）へ移転した。  移転の際に、備品台帳の保管場所をＡＴＣ内の新しい設置場所の名称に変更しなければならないにもかかわらず、変更がなされていなかった。  変更がなされていなかった備品の件数及び受入金額は下記表のとおりである。   |  |  | | --- | --- | | 件数 | 受入金額（※） | | 1,195 | 15,531千円 |   　※　受入金額とは、購入金額もしくは所管替えの際の引継金額を指す。  ２　廃棄済みであるにもかかわらず備品台帳に残っているものが１件あった。   |  |  | | --- | --- | | 備品名称 | 受入金額 | | 現代行法規総覧 | 144千円 |   ３　備品に、備品シールが貼付されていないものがあった。 | 現状の備品台帳は現在の所在との乖離があるため、消費生活センターの実態に合った備品実査の方法を検討し、計画的に備品の実態を把握されたい。  また、廃棄等により現物がない備品については、適宜、備品台帳から削除されたい。 | １　名称変更されていなかった1,195件全件の備品について、備品の実態調査を行った。その結果、備品登録されていたものの多くが「個々の消耗品をまとめて備品として登録」「図書館としての施設運用が出来なくなったにもかかわらず、備品として登録」等の理由により、本来は消耗品としての登録が適切であったと判断した。  このため、これまで備品としてきたもののうち、  家具・什器類の一部については平成26年３月４日付け消セ第1662号により、図書類については平成26年３月４日付け消セ第1663号により、雑品類については平成26年３月４日付け消セ第1664号により分類換え手続きを行った。  また、移転時に備品台帳における保管場所をＡＴＣ内の新しい設置場所の名称に変更しなければならないにもかかわらず、変更がなされていなかった備品については、保管場所を修正した。  ２　廃棄済みであるにもかかわらず備品台帳に残って  いた「現代行法規総覧」については、平成26年１月  22日付け消セ第1565号により、廃棄手続き（不用決  定）を完了した。  ３　備品シールが貼付されていなかった「ＯＡ機器マ  ルチウィンドウスキャンコンバーター」については、  貼付を完了した。    今後、資産である備品の管理については、「適正な会計事務手続きの徹底について（H24.３.31会計局通知）」に基づき、備品管理担当者が、毎年度、備品の現物と備品台帳との確認（実査）を行い、備品管理を所管する出納員は、これが適切に実施されているかを確認することで、適正な管理の確保に努める。 |